

岐阜県県土整備部発注の建設工事等に係る
簡易型（地域維持型）総合評価落札方式試行要領

（平成 24 年 8 月 20 日 技第 300 号）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、岐阜県が発注する県管理施設の維持修繕業務及び除雪業務等について、緊急時等を含め維持修繕業務等が確実に実施できる体制を確保することから、価格だけでなく、入札者の施工能力等の技術力に関する簡易な評価を行い、これらを総合的に考慮して落札者を決定する簡易型（地域維持型）総合評価落札方式を一般競争入札により試行するための事項を定めるものとする。

なお、この要領に定める以外の必要な手続き等は、岐阜県建設工事一般競争入札実施要領（平成 13 年 4 月 1 日工検第 9 号。以下「一般競争入札要領」という。）に準じるものとする。

（対象工事）

第 2 条 県管理施設の維持修繕業務及び除雪業務であって、収支等命令者が工事实績、営業拠点等の評価項目について提出された技術資料（岐阜県総合評価落札方式 申請様式第 2 号。以下「技術資料」という。）を数値化することにより、企業の技術力と入札価格を総合的に評価することが適当であると認める岐阜県県土整備部の各機関が発注する地域維持型契約方式による維持管理工事（県土整備部の予算に限る）を対象とする。

（手続に要する日数）

第 3 条 簡易型（地域維持型）総合評価落札方式の手続に要する期間は、別紙に示す日数を参考として設定するものとする。

（入札公告に明示する事項）

第 4 条 収支等命令者は、技術資料について、入札公告等の一部として別添「総合評価落札方式の内容」を添付し、次の（1）から（3）に掲げる事項を明示するものとする。

- （1）当該工事が、簡易型（地域維持型）総合評価落札方式であること
- （2）地域維持型建設工事共同企業体試行要領（平成 24 年 8 月 20 日技第 299 号）に定める共同企業体による共同履行方式の試行工事であり、出資比率型（甲型）、分担工事型（乙型）のどちらかの形態によるものとする
- （3）第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条及び第 13 条の事項

（学識経験を有する者の意見の聴取）

第 5 条 収支等命令者は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、岐阜県建設工事総合評価会議により、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。当該意見聴取において、落札者を決定しようとするときに、改めて学識経験を有する者の意見を聴く必要があるとされたときは、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。

（落札者決定基準の決定）

第 6 条 簡易型（地域維持型）総合評価落札方式における落札者決定基準は、一般競争入札要領第 3 条の入札参加資格と併せて、参加資格委員会等の審議に付し、決定する。

（技術資料の提出）

第 7 条 収支等命令者は、技術資料を一般競争入札要領第 7 条第 1 項における申請書の附属書類として、申請期限日までに、入札参加希望者から提出させるものとする。

- 2 技術資料は、次の（1）から（4）のとおり取り扱うものとする。
 - （1）入札公告等に定める様式により作成すること。
 - （2）作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とすること。
 - （3）加算点の確認以外に入札参加希望者に無断で使用又は返却しないこと。
 - （4）申請期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

（総合評価委員会）

第 8 条 簡易型（地域維持型）総合評価落札方式を行うための評価項目、評価基準を求める範囲の決定、落札者決定基準、技術所見等の審査並びに各評価項目の得点の決定を行うための組織として、発注機関内に岐阜県（発注機関名）総合評価委員会（以下「総合評価委員会」という。）を置く。

- 2 総合評価委員会は、簡易型（地域維持型）総合評価落札方式の技術力を求める範囲、落札者決定基準及び技術所見等の内容の検討を行うため、必要に応じて、総合評価委員会作業部会を設けるものとする。

(技術資料の評価及び評価値の算出)

第9条 簡易型(地域維持型)総合評価落札方式における評価は、次の(1)から(3)に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 評価項目については、項目ごとに評価に応じ得点を与える。
- (2) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。
- (3) 技術資料の評価は「総合評価落札方式に係る技術審査基準(地域維持型)」による。

2 価格及び技術力に係る総合評価は、入札参加者の申込みに係る各評価項目の得点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

(落札候補者の決定)

第10条 落札候補者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある入札参加者のうち、原則として最も評価値の高い者とする。

(入札参加資格及び加算点の確認)

第11条 開札後の入札参加資格及び加算点の確認は、落札候補者のみ行うものとし、提出期限日までに、総合評価落札方式に関する技術資料に係る確認書類(以下「技術確認書類」という。)を一般競争入札要領第11条第1項における確認資料の附属書類として提出させ確認する。ただし、落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には無効とし、次順位者の入札参加資格及び加算点を確認するものとする。

2 前項において、入札参加資格を満たしていないと認められた落札候補者については、一般競争入札要領第11条第2項により通知を行う。

3 技術確認書類は、次の(1)から(3)のとおり取り扱うものとする。

- (1) 作成及び提出に係る費用は、落札候補者の負担とすること。
- (2) 加算点の確認以外に落札候補者に無断で使用又は返却しないこと。
- (3) 原則として収支等命令者が指示した提出期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

(落札者の決定)

第12条 収支等命令者は、前条第1項及び第2項の規定に基づいた落札候補者について、参加資格委員会等の審議に付し、落札者を決定する。

(責任の所在等)

第13条 収支等命令者は、技術資料に記載された内容が履行できなかった場合は、参加資格停止措置を行うことについて責任の所在を明確にしておくものとする。なお、契約書へは、技術資料の履行を義務付けるため、別添附則を含めた技術資料を添付すること。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、実施に向けて必要な事項は収支等命令者が参加資格委員会等の審議に付して定める。

附 則

この要領は、平成24年8月20日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成26年10月7日から施行し、平成26年11月1日以降に公告する案件から適用する。ただし、平成26年10月31日以前に公告する案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成27年1月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 1 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 1 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 1 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日以降に契約する案件から適用する。ただし、令和 6 年 3 月 31 日までに契約する案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 6 年 5 月 1 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 1 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】【総合評価落札方式（地域維持型）】

入 札 公 告 （ 共 通 事 項 ）

＜入札に関する留意事項＞

- (1) 入札公告は、本書及び「第2号様式 入札公告個別事項【事後審査型】」（以下「入札公告等」という。）から成るものとする。
- (2) 入札執行等は、入札公告等及び入札心得によるものとし、入札心得は入札公告等に記載がない事項について適用する。
- (3) 入札手続きは、岐阜県CALS／EC電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を用いて行うことを原則とし、運用については、岐阜県電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）によるものとする。ただし、電子入札システムによりがたい者は、事前に当該一般競争入札対象工事（以下「当該工事」という。）を発注する発注機関の長（本庁の課長又は現地機関の長をいう。以下同じ。）に紙入札方式参加承諾書（電子入札運用基準の様式1）を提出し、発注機関の長の承諾を得た場合に限り書面で提出することができる（以下「紙入札者」という。）。なお、紙入札者が各種書類を提出する場合は、持参のみ認め、郵送又は電送によるものは認めない。
- (4) 設計図面及び仕様書を含む設計図書は、電子入札システムからのダウンロードを基本とするが、様式によっては岐阜県ホームページよりダウンロードする場合があることから、事前に当該工事を発注する本庁の課又は現地機関（以下「発注機関」という。）に確認すること。
- (5) 提出に必要となる書類は、別表4「手続等に必要の提出書類」に記載している。

1 入札参加資格に関する事項

入札参加資格に関する条件は、次の(1)から(13)及び「第2号様式 入札公告個別事項【事後審査型】」の「2 入札参加資格」のとおりとする。なお、特に断りのない限り、入札参加資格は当該工事における入札参加申請書の提出期限日（以下「申請期限日」という。）時点とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第199条又は第200条の規定による更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号。以下「民事再生法」という。）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 岐阜県から、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成13年4月1日工検第12号）に基づく入札参加資格停止措置（以下「参加資格停止措置」という。）を、申請期限日から当該工事の落札者を決定する日までの期間内に受けていないこと。
- (6) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴力団措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止措置を、当該工事の開札を行う日までに受けていないこと、又は暴力団措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 岐阜県が発注した工事のうち、直近の過去2カ年度間（入札公告日の属する年度を除き、遡って2カ年度間）に完成し引き渡された実績がある場合において、土木一式工事の工事成績評価の平均が65点以上であること。
- (8) 当該工事に入札参加しようとする者の間に次のアからウのいずれかに該当する関係がないこと（地域維持型建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の場合、次のアからウに該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、該当する関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

ア 資本関係

次の①又は②のいずれかに該当する場合とする。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次の①又は②のいずれかに該当する場合とする。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。）を現に兼ねている場合

ウ その他

上記ア及びイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、入札の適正さが阻害されると認められる場合

- (9) 当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可業種の許可を受けており、かつ申請期限日までに5年以上の営業又は同等の実績があること。許可業種等の詳細は、「第2号

- 様式 入札公告個別事項【事後審査型】」の「2 入札参加資格」に示すとおりとする。
- (10) 次のアからウに定める届出の義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。
- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (11) 当該工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、申請期限日以前に 3 カ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。
- ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3 カ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。
- (12) 監理技術者にあつては、土木一式工事に対応する建設業法第 3 条の許可業種の監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受講した者であること（ただし、元請工事における下請金額合計が 5,000 万円 以上の場合のみとする。）
- なお、本工事においては、建設業法第 26 条第 3 項ただし書き及び同法同条の 5 の適用は認めない。
- (13) 当該工事に示す「事業所の所在地に関する条件」を満たしていること。なお、「岐阜県内の指定する地域」と示したときの「地域」とは、別表 1 に掲げるところによることとし、地域等の詳細は、「第 2 号様式 入札公告個別事項【事後審査型】」の「2 入札参加資格」に示すとおりとする。

2 入札参加の申請に関する事項

- (1) 当該工事に入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、電子入札システム画面の「入札参加申請書」に必要事項を記入し、附属書類を添付して申請期限日までに提出すること。
- また、紙入札者は、岐阜県県土整備部発注の建設工事等に係る簡易型（地域維持型）総合評価落札方式試行要領（平成 24 年 8 月 20 日技第 300 号。以下「試行要領」という。）の入札参加申請書（別記様式 1）に附属書類を添付して申請期限日までに持参すること。
- なお、共同企業体の結成による入札参加希望者は、岐阜県地域維持型建設工事共同企業体取扱要領（平成 24 年 8 月 20 日工検第 299 号。以下「共同企業体要領」という。）に規定する地域維持型建設工事共同企業体協定書（甲）（共同企業体要領の第 2 号様式（甲））又は地域維持型建設工事共同企業体協定書（乙）（共同企業体要領の第 2 号様式（乙））による協定を締結すること。
- (2) 技術提案等を受け付け価格以外の要素（以下「加算点」という。）と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）の場合、総合評価落札方式に関する技術資料（申請様式第 2 号。以下「技術資料」という。）には、配置予定の主任技術者又は監理技術者として最大 3 名の候補となる主任技術者又は監理技術者を記載することができるが、加算点を評価する過程においては、加算点の条件、資格及び実績等が一番低いと判断される候補の主任技術者又は監理技術者で評価する。
- (3) 申請書（入札参加申請書及び附属書類をいう。以下同じ。）を申請期限日までに提出しない入札参加希望者は、当該入札に参加できない。
- (4) 入札参加希望者は、入札参加通知書による通知を受けなければならない。
- (5) 入札参加希望者が、申請書のうちのいずれかの書類を申請期限日までに提出しない場合は、無効とする。また、申請期限日までに提出された申請書において、記載間違い又は記載漏れがある場合には、無効とすることがある。
- (6) 申請書は、次のアからオのとおり取り扱うものとする。
- ア 入札公告等に定める様式により作成すること。
 - イ 作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とすること。
 - ウ 入札参加及び加算点の申請以外に使用しないこと。
 - エ 入札参加希望者に返却しないこと。
 - オ 申請期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

3 設計図面及び仕様書等の質問・回答に関する事項

- (1) 入札参加希望者は、設計図面及び仕様書等に関する質問がある場合、発注機関の長が定める提出期間内に、電子入札システムにより質問書を提出すること。なお、紙入札者は、質問書（様式は自由）を持参すること。
- (2) 発注機関の長は、入札参加希望者から質問書の提出があった場合、質問書に対する回答書を電子入札システムにより回答する。また、併せて発注機関での閲覧に供する。

4 入札執行に関する事項

- (1) 入札は、第 2（4）において入札参加を認められ入札参加通知書を受けた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）を対象として行う。
- 電子入札システム利用者においては、入札書等（入札書及び入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書をいう。以下同じ。）を発注機関の長が指示した入札書等の受付期間内に電子入札システムにより提出すること。また、入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。
- 紙入札者においては、入札参加通知書の写しとともに入札書等（入札書は入札心得の様式 1）を開札時に持参すること（代理人が入札する場合は、入札心得の第 2 第 2 項による。）。また、入札を辞退する場合は、入札辞退届（電子入札運用基準の様式 2）を持参すること。
- (2) 入札の執行に先立ち、紙入札者は入札参加通知書の写しを提出すること。
- (3) 当該工事以外に入札に重複参加することは差し支えないが、当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の主任技術者又は監理技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、入札を辞退すること。さらに、入札書等を提出済みの入札参加者にあつては、直ちに入札辞退

届を持参すること。また、入札を辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。なお、当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の主任技術者又は監理技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、参加資格停止措置を行うことがある。

- (4) 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 予定価格を事前に公表している場合、見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。また、入札を辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。なお、予定価格を超える金額で入札書等を提出した場合、不誠実な行為として参加資格停止措置を行うことがある。
- (6) 積算内訳書は、設計図書における仕様書に基づき作成することを原則とするが、入札参加者が所有する積算ソフト等の出力によることも可能とする。ただし、記載内容は最低限、数量、単価及び金額等を明らかにすることとし、積算内訳書が次のアからオのいずれかに該当する場合は、無効とすることがある。
 - ア 内訳書の合計金額と入札額が一致していないもの
 - イ 記載すべき項目を満たしていないもの
 - ウ 一括値引きがあるもの
 - エ 端数調整・処理されているもの
 - オ その他不備があるもの
- (7) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者等(入札参加者又はその代理人をいう。以下同じ。)の立ち会いの上行う。この場合において、入札参加者等が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会う。ただし、発注機関の長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札参加者等及び入札事務に関係のない職員の立ち会いを行わないことがある。
- (8) 発注機関の長が、適正な入札執行の確保が必要と判断した場合には、入札書等を抽選により選定することがある。この場合において、選定する入札書等の数は、発注機関の長が抽選の際に示す。
- (9) 次のアからクに該当する入札は無効とする。
 - ア 入札参加者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。
 - イ 入札参加者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
 - ウ 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。
 - エ 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
 - オ 入札書に記名押印がないとき。(電子入札システムによる場合は、電子認証書を取得していない者が入札したとき。)
 - カ 入札書の記載事項の確認ができないとき。
 - キ 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
 - ク その他発注機関の長があらかじめ指定した事項に違反したとき。
- (10) 予定価格を事前に公表している場合は、再度入札を行わない。
- (11) 低入札制度として、次のアを適用している。
 - ア 低入札価格調査制度
低入札調査基準価格(以下「基準価格」という。)及び価格による失格判断基準(以下「失格判断基準」という。)を設けているため、落札候補者の入札額が基準価格を下回り、かつ失格判断基準以上となった場合は、入札を保留し、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、落札候補者へのヒアリング及び関係機関の意見聴取等を行う。なお、低入札価格調査に係る調査票を期限までに提出しない場合又はヒアリングに応じない場合など低入札価格調査に協力しない場合は、当該落札候補者を落札者とししない。ただし、この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。
また、基準価格を下回り、かつ失格判断基準以上の価格をもって契約をする場合は、主任技術者又は監理技術者とは別に、当該工事の入札参加資格を満たす技術者(以下「追加配置技術者」という。)1名を、契約工期の始まり時点から配置し、現場施工に着手する日からは専任で現場(工場製作の過程を含む工事では、工場製作期間を含む。)に配置すること(共同企業体の場合は、代表構成員が追加配置技術者を配置すること。)
ただし、当該工事における現場代理人を兼務することはできない。
また、低入札価格調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合は、参加資格停止措置を講ずることがある。
なお、失格判断基準を下回った入札参加者は、当該入札を失格とする。
詳細は、岐阜県建設工事低入札価格調査等に関する要領(平成10年3月30日監第775号)によるものとする。
- (12) 落札候補者の決定は、次のア及びイのとおりとする。
 - ア 会計規則第111条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札参加者の技術資料により評価項目の達成度を評価し、標準点100点に加算点を加えた点数をその入札価格で除した評価値(＝(標準点100点＋加算点)／入札価格×1,000,000)が最も高い入札参加者を原則として落札候補者とする。
 - イ 落札候補者が2人以上ある場合は、落札候補者となった者同士のくじにより決定する。
なお、くじ引きを辞退することはできない。
- (13) 入札書等は、次のアからエのとおり取り扱うものとする。
 - ア 作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とすること。
 - イ 入札執行以外の用途に使用しないこと。

- ウ 入札参加者に返却しないこと。
- エ 入札書等の差し替え又は再提出又は撤回を認めないこと。
- (14) その他入札の執行については、施行令及び会計規則に定めるところによる。

5 入札参加資格の確認に関する事項

- (1) 開札の結果、落札候補者となった入札参加者は、入札参加資格及び加算点の確認を行うので、発注機関の長が指示した提出期限日までに、確認資料（試行要領の入札参加資格確認申請書（別記様式2）及び附属書類をいう。以下同じ。）を持参すること（電子入札システムによる提出は出来ない）。なお、落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合等には、次順位者を落札候補者とするため、発注機関の長が別途指示した提出期限日までに確認資料を持参すること。
- (2) 当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の主任技術者又は監理技術者を配置できなくなったときは、確認資料の提出を辞退すること。なお、辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の主任技術者又は監理技術者を配置することができないにもかかわらず確認資料を提出し、落札者決定まで至った場合においては、参加資格停止措置を行う。
- (3) 落札候補者が、確認資料のうちの全部又はいずれかの書類を提出期限日までに提出しない場合又は提出期限日までに提出された確認資料において入札参加資格を満たしていない場合は、無効とする。また、提出期限日までに提出された確認資料において、記載間違い又は記載漏れがある場合には、無効とすることがある。
- (4) 確認資料は、次のアからオのとおり取り扱うものとする。
 - ア 入札公告等に定める様式がある場合は、その様式により作成すること。
 - イ 作成及び提出に係る費用は、落札候補者の負担とすること。
 - ウ 入札参加資格及び加算点の確認以外に使用しないこと。
 - エ 落札候補者に返却しないこと。
 - オ 原則として提出期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

6 落札者決定及び契約に関する事項

- (1) 落札者を決定した時は、入札参加者に落札者決定通知書を通知する。
- (2) 落札者が、落札決定通知書を受けた日から、原則として1週間以内に契約（仮契約を含む。）を締結しないときは、その落札は無効とする。
- (3) 落札者は、確認資料及び技術資料に記載した配置予定の主任技術者又は監理技術者を当該工事の現場に配置すること。ただし、何らかの理由により、「第2号様式 入札公告個別事項【事後審査型】」において示す現場施工に着手する日までに、確認資料及び技術資料に記載した配置予定の主任技術者又は監理技術者を配置できなくなった場合は、当該工事の入札参加資格を満たし、かつ総合評価落札方式においては技術資料に記載した配置予定の主任技術者又は監理技術者と同等以上の加算点となる他の監理（又は主任）技術者を配置すること。
なお、「第2号様式 入札公告個別事項【事後審査型】」において示す現場施工に着手する日までに、当該工事の入札参加資格を満たし、かつ総合評価落札方式においては技術資料に記載した配置予定の主任技術者又は監理技術者と同等以上の加算点となる他の主任技術者又は監理技術者を配置できない場合は、落札者決定の取消又は契約の解除とともに、参加資格停止措置となる。
- (4) 入札参加者（落札者を除く。）が落札者の決定結果に対して不服がある場合、書面（様式は任意）にて次のアにより収支等命令者に対して苦情申立てを行うことができる。
 - ア 提出期間・方法
 - ① 提出期間
落札者決定通知の通知日から起算して7日（岐阜県の休日（平成元年岐阜県条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を含まない。）以内
 - ② 提出方法
書面は持参又は郵便等にて提出すること。
 - イ 上記アにより提出があった場合、収支等命令者は、苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日（県の休日（平成元年岐阜県条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を含まない。）以内に書面により回答する。
- (5) 本契約の締結に際し、岐阜県議会の議決を必要とする場合は、落札後に仮契約を行い、議決後に本契約を締結する。ただし、仮契約後であっても、議決等の状況によって本契約を締結しないことがある。
- (6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 入札保証金及び契約保証金は、次のア及びイのとおりとする。
 - ア 入札保証金 免除。
 - イ 契約保証金 納付。ただし、契約保証金に代わる担保としての国債等（会計規則第113条）又は金融機関の保証等をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付が免除される。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6及び同法第198条に規定する違反行為が認められた場合は、違約金として請負金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。
- (9) 共同企業体結成による落札者は、契約締結後14日以内に次のアからウを提出すること。なお、提出書類の内容に変更が生じた場合は、変更の都度提出すること。
 - ア 共同企業体編成表（共同企業体要領の第3号様式）
 - イ 使用機械器具の調達計画（共同企業体要領の第4号様式 同別表を含む。）
 - ウ その他（運営委員会規則、職員の事務分掌表、技術職員の経歴書）

また、運営委員会規則に基づく運営委員会を開催したときは、運営委員会開催後 14 日以内に議事の概要をとりまとめ、提出すること。

7 その他

- (1) 天災その他やむを得ない理由により、発注機関の長が入札又は開札等を行うことができないと判断したときは、これを延期又は中止する。この場合における費用は、入札参加希望者、入札参加者及び落札候補者の負担とする。
- (2) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。また、談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は原則として改めて公告をして、入札を行うものとする。
- (3) 落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、当該工事の本契約締結の日までに、暴力団措置要綱に基づく参加資格停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結しない。
また、契約後に暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、原則として契約を解除する。
- (4) 入札参加資格のない者及び会計規則第 130 条各号に該当する者の入札があった場合には、その入札を無効とする。
また、無効な入札を行った者は再度入札に参加できず、無効な入札を行った者を落札者とした場合は、その落札決定を取り消す。
- (5) 申請書、入札書等又は確認資料に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格停止措置となる。
- (6) 入札参加希望者又は入札参加者が電子入札システムにて申請書及び入札書等を送信した場合には、受領の受付票を発行するので、必ず確認すること。なお、電子入札システムを使用して提出された申請書及び入札書等は、県の使用に係る電子入札システムに用いる電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。
- (7) 電子入札システムは、県の休日を除く、月曜日及び金曜日の 8 時から 18 時まで、火曜日から木曜日の 8 時から 24 時まで稼働しており、稼働時間を変更する場合等は、岐阜県電子入札案内ページ (URL <http://www.cals.pref.gifu.jp/>) で公開している。
また、操作上の手引き書として、「岐阜県電子入札システム操作マニュアル(受注者版)」を岐阜県電子入札案内ページで公開している。
なお、障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は岐阜県電子入札システムヘルプデスクとし、受付時間等の詳細は岐阜県電子入札案内ページ内の「お問合せ」によるが、緊急を要する場合は、直接発注機関へ連絡すること。
- (8) 落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書を提出すること。
- (9) 落札者は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定通知書を受けた日から契約を締結するまでに、別記様式 7 により、発注機関に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (10) その他不明な点は、発注機関に照会すること。

別表 1 (土木事務所の所管区域)

地域名	岐阜	大垣	揖斐	美濃	郡上	可茂	多治見	恵那	下呂	高山	古川
市郡名	岐阜市 羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 本巣市 羽島郡 本巣郡	大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡	揖斐郡	関市 美濃市	郡上市	美濃加茂市 可児市 加茂郡 可児郡	多治見市 瑞浪市 土岐市	中津川市 恵那市	下呂市	高山市 (国府町、 上宝町及 び奥飛騨 温泉郷の 区域を除 く。) 大野郡	高山市 のうち国 府町、上 宝町及び 奥飛騨温 泉郷の区 域 飛騨市

別表 2（手続等に必要な提出書類）

(1) 電子入札システム利用者の場合

手続等	必要な提出書類
1) 入札参加の申請書提出時	入札参加申請書（電子入札システム画面に必要事項を入力）に下記の附属書類を添付 以下、附属書類 ・第2号様式（甲）又は（乙）（共同企業体要領）地域維持型建設工事共同企業体協定書（写） ・様式3（電子入札運用基準）ICカード委任状（写） 【総合評価落札方式の場合は下記書類を併せて添付】 ・岐阜県総合評価落札方式（地域維持型）申請様式2-1～2-3
2) 入札書等の提出時	入札書（電子入札システム画面に必要事項を入力）に下記書類を添付 ・積算内訳書
3) 確認資料の提出時（落札候補者のみ） ただし、電子入札システムでの提出は不可	・別記様式2 入札参加資格確認申請書（落札候補者用） 以下、附属書類 ・別記様式3 工事施工実績調べ ・別記様式4 配置予定技術者名簿（主任技術者、監理技術者用） ・別記様式5 経営事項審査及び営業所の状況 ・各種証明書類（契約書の写し、技術者の資格証明書の写、工事成績対象一覧、工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテの写等） ・第2号様式（甲）又は（乙）（共同企業体要領）地域維持型建設工事共同企業体協定書（原本） ・様式3（電子入札運用基準）ICカード委任状（原本） ・現場代理人・主任技術者・監理技術者の兼務申請書（配置予定の現場代理人・主任技術者が兼務する場合のみ） 【総合評価落札方式の場合は下記の附属書類を併せて提出】 ・総合評価落札方式に関する技術資料に係る確認書類

- ・電子入札システムに様式の添付がないものは、岐阜県ホームページ【入札公告】岐阜県発注建設工事等の一般競争入札（条件付き）からダウンロードしてください。
- ・総合評価申請様式は公告ごとに異なりますので、電子入札システムからダウンロードしたものを使用してください。

(2) 紙入札者の場合

手続等	必要な提出書類
【紙入札者は、(1) 電子入札システム利用者の場合に加え、下記書類を併せて提出】	
1) 入札参加の申請書提出時	・別記様式1 入札参加申請書
2) 入札書等の提出時	・様式1（入札心得）入札書 ・委任状（様式は自由）（代理人による場合のみ） ・入札参加通知書の写し ・積算内訳書

- ・様式は岐阜県ホームページ【入札公告】岐阜県発注建設工事等の一般競争入札（条件付き）からダウンロードしてください。

第2号様式 入札公告個別事項【事後審査型】（作成例）【総合評価落札方式（地域維持型）】

入 札 公 告 （ 個 別 事 項 ）

地域維持事業 ○○管内土木施設維持修繕業務委託工事に関する一般競争入札公告

地域維持事業 ○○管内土木施設維持修繕業務委託工事について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条の規定により公告します。

入札公告は、「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】【総合評価落札方式（地域維持）】」及び本書より成るものとします。

なお、この入札は電子入札システムにより執行しますが、商号又は名称、住所、代表者を変更した後に、ICカードの変更手続きをしていない方は、紙入札での参加をお願いします。そのまま、ICカードを使用しますと、入札が無効となる場合や、入札参加資格停止措置となる場合があります。

ご不明な点がございましたら、ご相談ください。【電子入札の場合のみ】

令和○○年○○月○○日

岐阜県知事 ○○ ○
(岐阜県○○事務所長 ○○ ○○)

1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工事番号 ○○号
工 事 名 地域維持事業 ○○管内土木施設維持修繕業務委託工事
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 ○○市○○町○-○-○
- (3) 工事概要 道路維持修繕業務、河川維持修繕業務、砂防維持修繕業務、除雪業務
- (4) 工 期 約○か月間（約○○日間）
- (5) 予定価格 ○○○円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 低入札価格調査制度 有
- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。
【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律対象工事の場合のみ】
- (8) 本工事は、電子入札システムを用いて行います。なお、電子入札システムによりがたいものは、事前に発注機関の長の承諾を得た場合に限り書面で提出することができます。
- (9) 本工事は、技術資料の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（地域維持型）の試行工事です。
- (10) 本工事は、地域維持型建設工事共同企業体試行要領に定める地域維持型建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同履行方式の試行工事であり、出資比率型（甲型）、分担工事型（乙型）のどちらかの形態によるものとします。
- (11) 本工事は単価契約であり、仕様書中の「本工事内訳表」に単価等を記入し、提出してください。
- (12) 本工事は、あらかじめ入札参加者に示した工種ごとの実施予定数量と単価の積を求め、全工種につきこれを合算した総額をもとに、総合評価落札方式により、評価値を用いて落札者を決定します。この場合、契約は、総額積算の基礎となった単価について行います。

2 入札参加資格

本工事は、共同企業体による一般競争入札とします。

入札に参加する共同企業体に必要な資格は、「入札公告共通事項【事後審査型】【総合評価落札方式（地域維持型）】」及び「共同企業体の構成員に関する要件」のとおりです。

3 担当課

区分	担当課	電話番号	住所
入札担当課	岐阜県○○事務所 ○○課○○担当	058-111-1111(内線1111)	〒500-0000 岐阜県○○市○○町0-0-0 岐阜県○○総合庁舎○階
工事担当課	岐阜県○○事務所 ○○課○○担当	058-111-1111（内線1211）	

4 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
設計図書の閲覧	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前9時から 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後4時まで	電子入札システム等よりダウンロード 併せて入札担当課による閲覧
質問書の受付	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前9時から 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、工事担当課まで持参
回答書の閲覧	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前9時から 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後4時まで	電子入札システムによる 併せて工事担当課による閲覧
申請書の提出	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前9時から 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、入札担当課まで持参
入札参加通知書の通知	令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	電子入札システムによる
入札書等の提出受付	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前9時から 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後4時まで	電子入札システムによる
開札	令和〇〇年〇月〇日（〇） 午前〇時から	電子入札システムによる 岐阜県〇〇総合庁舎〇階〇入札室
確認資料の提出 （落札候補者のみ）	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前9時から 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後4時まで （ただし、発注機関の長が別途提出の指示をした場合はこの限りではない）	入札担当課まで持参
苦情申立て	入札参加通知書又は入札参加資格不適合通知書の 通知日から起算して7日以内（県の休日を含 まない。）	入札担当課まで持参 書面（様式は自由）
苦情申立てに対する 回答	苦情申立てができる最終日の翌日から起算して 原則として10日以内（県の休日を含まない。）	書面により回答
入札結果の公表	落札決定した日	入札情報サービス又は県ホームページによ る 併せて入札担当課による閲覧

※) 紙入札者の場合は、持参を認めますが郵送又は電送によるものは受け付けません（期間・期日は同じ）

注) 提出書類については、「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」に記載しています。

5 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とします。

② 入札参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与します。

②技術資料で示された実績等により最大17.0点の加算点を与えます。

③得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除した算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する方法です。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、「総合評価方式の内容」において明記しています。

(2) 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とします。

(ア) 企業能力に関する事項

(イ) 技術者の能力に関する事項

(ウ) 地域要件に関する事項

6 その他

(1) 次年度以降の工事について

次年度以降の工事については、次年度予算の議決が得られなかった場合には、工事を実施しないことがあります。

(2) アンケート調査について

本工事は、地域維持型建設工事共同企業体の試行工事であるため、今後の制度の参考として実施するアンケート調査にご協力をお願いします。

共同企業体の構成員に関する要件

○共同企業体の構成員は2者から10者とする。

○構成員の要件は下記のとおりとする。

	甲型（出資比率型）の場合		乙型（分担工事型）の場合	
	代表構成員 の要件	その他の構成員 の要件	代表構成員 の要件	その他の構成員 の要件
必要な建設業 の許可※1	特定・一般 （土木工事業）	特定・一般 （土木工事業又は ほ装工事業）※2	特定・一般 （土木工事業）	特定・一般 （土木工事業又は ほ装工事業）※3
業種及び 総合点数	土木工事業で総合点 数が930点以上である こと。	土木工事業又はほ装 工事業で総合点数の 制限は設けない。	土木工事業で総合点 数が930点以上である こと。	土木工事業又は舗装 工事業で総合点数の 制限は設けない。
構成員の各々 の出資比率	1)すべての構成員が、均等割りの10分の6以上 の出資比率であるものとする。 2)出資を行わない者を構成員とすることは認め ない。		1)分担工事額の比率については、分担工事量に 基づき、構成員において自主的に定めるもの とする。 2)分担工事額がない者を構成員とすることは認 めない。	
施工実績に関 する条件	構成員のうち、少なくとも1者は平成〇〇年度以降申請書期限日までに、維持修繕業務（道路または河川または砂防）を受注または下請した実績を有すること。			
配置技術者に 関する条件 ※4	1)すべての構成員は、1級または2級土木施工管理技士または技術士（建設部門）、もしくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。※5 2)構成員のうち、少なくとも1者の主任技術者は、平成〇〇年度以降申請期限日までに維持修繕業務（道路または河川または砂防）において元請負または下請負の現場代理人または主任技術者として従事した実績を有する者であること。 3)本工事においては、 <u>建設業法第26条第3項ただし書き及び同法同条の5の適用</u> は認めない。			
事業所の 所在地に 関する条件	構成員全員が、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている本店を管内に有する者であること。			

※1 構成員の組合せは、土木工事業及びほ装工事業の建設業許可を有した企業の組合せとし、土木工事業、ほ装工事業の有資格業者をそれぞれ少なくとも1社含む組合せとする。

※2 土木工事業及びほ装工事業の許可業種が構成員のいずれかの許可業種に対応していること。

※3 当該共同企業体が定めた分担工事の種類と、当該構成員の許可業種が対応していること。ただし、分担工事の種類が役務となる行為（巡回、除草、除雪等）のみである場合においては、建設業許可を要しない。

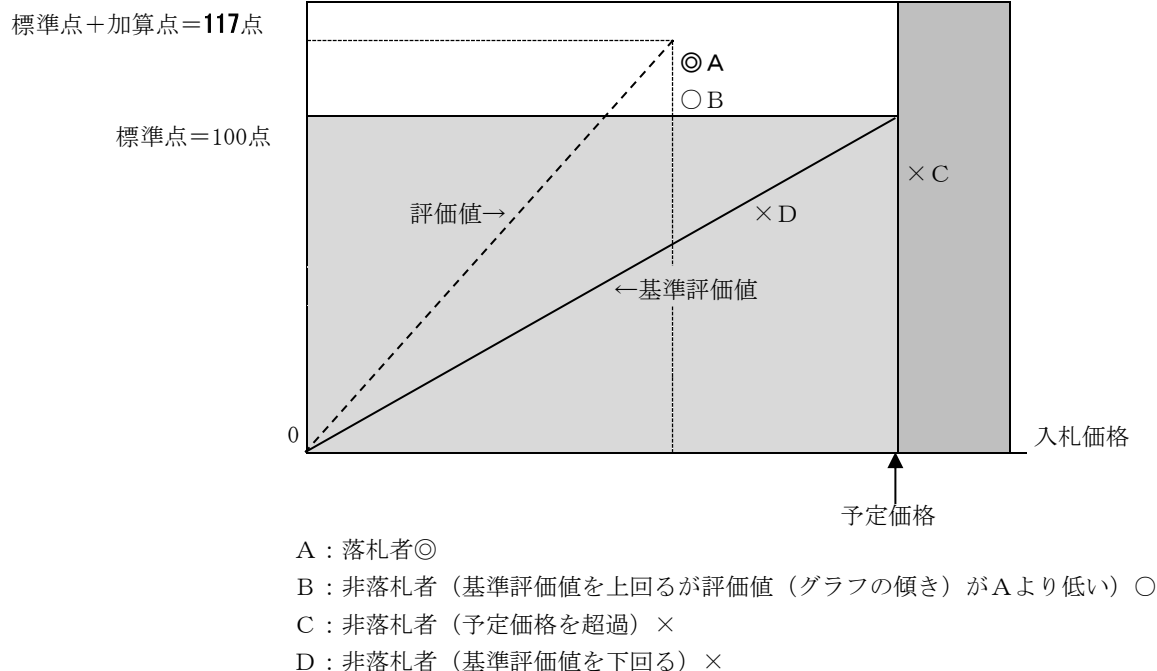
※4 すべての構成員の主任技術者は、建設業法第26条第3項の専任義務は適用除外とする。

※5 分担工事型の場合、分担工事の種類が役務となる行為（巡回、除草、除雪等）のみである場合においては、主任技術者の配置を要しない。

別添 簡易型（地域維持型）総合評価落札方式の内容

1 簡易型（地域維持型）総合評価落札方式の仕組み

① 総合評価落札方式の仕組みを以下に示す。



②落札者の決定方法

以下の条件を満たすこと。

- 入札価格 ≤ 予定価格
- 最低限の要求要件（標準案の条件）を満たすこと。（標準点以上）
- 評価値 ≥ 基準評価値（a 及び b を満たせば自動的に c は満たされる。）

※落札条件を満たす者が2者以上いる場合は、評価値の最大の者を落札者とする。さらに、その評価値も同じ場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

2 評価項目及び評価指標

- ①評価項目：（ア）企業能力に関する事項
（イ）技術者の能力に関する事項
（ウ）地域要件に関する事項

- ②評価指標：（ア）工事成績評定点、同種・類似工事施工実績、スタッフ数、機械保有状況、除雪機械保有状況により評価
（イ）同種・類似工事施工経験により評価
（ウ）営業拠点、災害協定参加等、ボランティア活動、近隣地域施工実績、除雪業務等実績、休日及び夜間の道路維持作業の実績、休日及び夜間の河川・砂防の維持作業の実績により評価

3 標準点及び加算点

- 標準点：標準案の条件を満たしていれば、標準点として100点を付与する。
- 加算点：評価基準に応じて付与する点数とする。

4 加算点の付与

入札参加者に対する加算点付与の考え方は下表のとおりである。

各方式別の評価項目と配点

小項目	評価項目	土木一式	方式	簡易型 (地域維持型)	評価対象 構成員
企業能力	工事成績評定点	○		2	代表構成員
	施工実績	○		1	代表構成員
	スタッフ数	○		1. 5	全ての構成員 の合計
	機械保有状況	○		1. 5	全ての構成員 の合計
	除雪機械保有状況	○		1. 5	全ての構成員 の合計
配置予定技術者の能力	施工経験	○		1	代表構成員
地域要件	営業拠点	○		1	全ての 構成員
	災害協定参加等	○		2	代表構成員
	ボランティア活動	○		1	代表構成員
	近隣地域施工実績	○		1	代表構成員
	除雪業務等実績	○		2	代表構成員
	休日及び夜間の 道路維持作業の実績	○		1	代表構成員
	休日及び夜間の河川・砂防維持 作業の実績	○		0. 5	代表構成員
				17. 0点	

○企業能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価
工事成績評定点	直近3か年度以内に完成引き渡しの済んだ工事の工事成績評定点の平均点（岐阜県発注の土木一式工事のみ対象）	80点以上	2
		75点以上80点未満	1
		75点未満又は実績なし	0
同種（類似）工事施工実績	平成〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度）以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績（国及び岐阜県発注工事のみ対象）	同種工事の実績あり	1
		類似工事の実績あり	0.5
		実績なし	0
スタッフ数	当該工事に関する除雪機械のオペレータ数（全ての構成員の合計）	当該工事に関する除雪機械のオペレータ数〇名以上	1.5
		上記以外	0
機械保有状況	当該工事に関する主要建設機械の保有状況（全ての構成員の合計）	自社保有（長期リースによる保有を含む）による主要建設機械保有台数が〇台以上	1.5
		上記以外	0
除雪機械保有状況	当該工事に関する除雪機械の保有状況（全ての構成員の合計）	自社保有（長期リースによる保有を含む）による除雪機械保有台数が〇台以上	1.5
		上記以外	0

○配置予定技術者の能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種（類似）工事施工実績	平成〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度）以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績（国及び岐阜県発注工事のみ対象） （主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績）	同種工事の実績あり	1
		類似工事の実績あり	0.5
		上記実績なし	0

○地域要件について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
営業拠点	地域内での営業拠点の状況	代表構成員及びその他の構成員の全てが同一市町村内（旧市町村内）に本店あり	1
		代表構成員が同一市町村内（旧市町村内）に本店あり	0.5
		上記以外	0
災害協定参加等	災害協定への参加や同等の活動実績	岐阜県建設業広域BCMの認定あり	2
		岐阜県（農政部、林政部、県土整備部又は都市建設部に限る）との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり	1
		岐阜県（農政部、林政部、県土整備部及び都市建設部を除く）若しくは岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり	0.5
		上記以外	0
ボランティア活動	直近1か年度以内の活動実績	同一市町村内（旧市町村内）での実績あり	1
		同一土木事務所管内（同一市町村内を除く）での実績あり	0.5
		上記以外	0
近隣地域施工実績	令和〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って5か年度）以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績（国及び岐阜県発注工事のみ対象）	同一市町村内（旧市町村内）での施工実績あり	1
		同一土木事務所管内（同一市町村内を除く）での施工実績あり	0.5
		上記以外	0
除雪業務等の受託実績	直近2か年度以内の除排雪又は凍結防止剤散布業務受託実績 協同組合との契約の際には、協同組合に対する加点とは別に、実業務を行う構成員に	同一土木事務所管内で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり	2
		同一土木事務所管内以外で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり	1.5

	も加点する	同一土木事務所管内で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり	1
		同一土木事務所管内以外で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり	0. 5
		岐阜県内での受託実績なし	0
休日及び夜間の道路維持作業の実績	直近3か年度以内の岐阜県管理道路の道路維持業務（除排雪及び凍結防止剤散布業務を除く）又は異常気象時の通行規制業務において、県からの作業指示を受け休日若しくは夜間に維持作業等を実施した実績	同一土木事務所管内での実績あり（元請けとしての実績）	1
		同一土木事務所管内以外での実績あり（元請けとしての実績）	0. 7 5
		同一土木事務所管内での実績あり（協力要請により下請けとして協働した実績）	0. 5
		同一土木事務所管内以外での実績あり（協力要請により下請けとして協働した実績）	0. 2 5
		実績なし	0
休日及び夜間の河川・砂防の維持作業の実績	直近3か年度以内の岐阜県管理の河川・砂防の維持管理業務において、県からの作業指示を受け、休日又は夜間に維持作業を実施した実績	同一土木事務所管内での実績あり（元請けとして実施）	0. 5
		同一土木事務所管内での実績あり（協力要請により下請けとして実施）	0. 2 5
		実績なし	0

5 落札者の決定

① 技術資料審査方法

- ・「総合評価落札方式に係る技術審査基準（地域維持型）」に基づき評価する。
- ・加算点が明確に判断できない評価項目は最も低い評価とする
- ・配置予定技術者の能力は3名まで記載可とするが、2名以上記載の場合は最も低い加算点の技術者で評価する。
- ・共同企業体での入札参加者の場合は、特に断りのない限り代表構成員に係る実績等を評価する。
- ・入札執行後、評価値が最も高い者を落札候補者とし、確認資料により詳細を確認する。

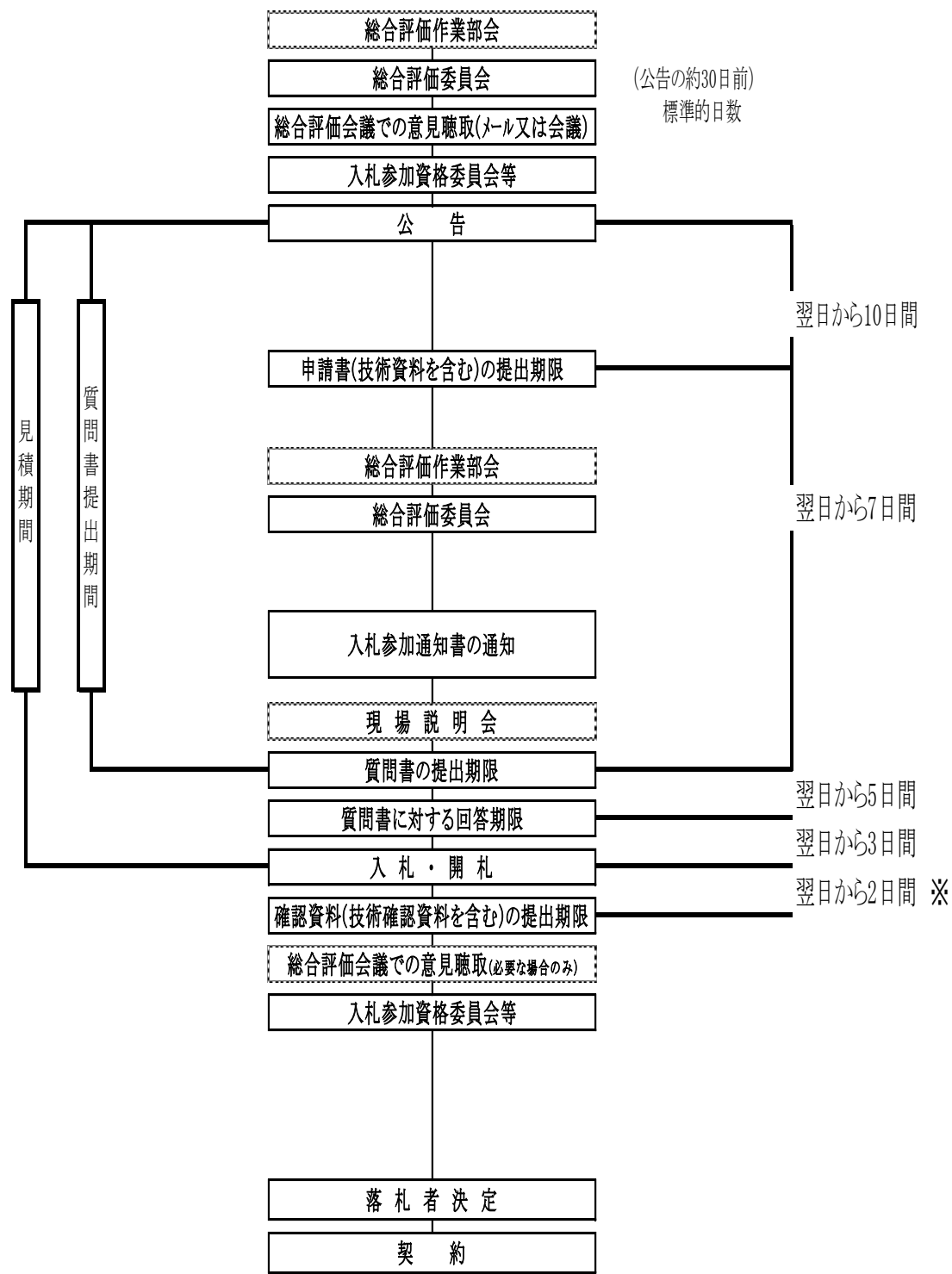
② 評価値及び落札者の決定

（入札参加者が7者の例）

入 札 者	標準点 ①	加算点②				点数合計 ①+②= ③	入札金額 ④	評価値 ③／④× 1,000,000	評価順位 （落札者）
		企業 能力	技術者 能力	地域 要件	計				
A	100.00	0.50	0.50	4.25	5.25	105.25	29,400,000	3.57993	3
B	100.00	1.00	0.00	4.50	5.50	105.50	29,100,000	3.62543	2
C	100.00	3.00	1.00	4.00	8.00	108.00	25,300,000	4.26877	1(落札)
D	100.00	2.00	1.00	4.00	7.00	107.00	30,500,000	3.50820	5
E	100.00	1.00	0.50	3.50	5.00	105.00	32,500,000	3.23077	6
F	100.00	2.00	0.50	4.00	6.50	106.50	29,900,000	3.56187	4
G	100.00	1.00	1.00	0.50	2.50	102.50	33,500,000	3.05970	7

※評価値について端数が生じた場合は、小数点第6位を四捨五入とする。

別紙 【簡易型(地域維持型)総合評価落札方式の手続き】(標準的な日数)



※) 県の休日を含まない。

年 月 日

岐阜県〇〇事務所長 様

〇〇地域維持型建設工事共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

印

代 表 者 氏 名

構成員 住 所

商号又は名称

印

代 表 者 氏 名

入 札 参 加 申 請 書

下記の調達案件に係る参加について、附属書類を添えて申請します。

なお、入札公告（共通事項）に記載の「入札参加資格に関する事項」の条件を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 調達案件名称

2 公告日 令和 年 月 日

3 附属書類 別添のとおり

※本様式は、紙入札者が入札執行前に提出するもので、電子入札システムによる場合は不要です。
※申請書に虚偽の記載をした場合は、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき参加資格の停止となりますので、十分注意ください。
※調達案件名称等に記載間違又は記載漏れがある場合は、入札参加を認めないことがありますので、十分ご注意ください。

年 月 日

岐阜県〇〇事務所長 様

〇〇地域維持型建設工事共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

印

代 表 者 氏 名

構成員 住 所

商号又は名称

印

代 表 者 氏 名

入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで公告のありました〇〇工事の共同請負による競争入札に参加するため地域維持型建設工事共同企業体を結成したので、地域維持型建設工事共同企業体協定書を添えて入札参加資格の確認について、附属書類を添えて申請します。

なお、当該工事の入札参加資格を満たし、かつ入札公告（共通事項）に記載の「入札参加資格に関する事項」の条件を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

※本様式は、開札後、落札候補者の方が提出するものです。本書を含め「確認資料」を提出してください。

※落札候補者の方は、発注機関の指定する日までに入札参加資格確認資料を提出するものとします。なお、提出できない場合は、入札が無効となります。

※申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合は、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき参加資格の停止となりますので、十分注意ください。

別記様式 3

工 事 施 工 実 績 調 べ (例)

〇〇地域維持型建設工事共同企業体
構成員
商号又は名称：

参加資格 維持修繕業務（道路または河川または砂防）を受注または下請した実績を
少なくとも構成員のうち 1 者が有すること

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	百万円
	工 期	年 月～ 年 月
	受 注 形 態 等	単独・共同企業体 構成員名（出資比率）
工 事 概 要 等	道路維持修繕	〇〇地区 N= 1 式

- 記載要領 1 この表は、本件工事と同種の施工実績（平成 1 1 年度以降申請期限日まで）について作成してください。
（工事が完成し引き渡しの済んでいるもの）
- 2 「工事名」の欄には、地区名等具体的に記載して下さい
- 3 「施工場所」の欄には、〇〇県〇〇町と記載して下さい
- 4 「受注形態」の欄には、「単独」あるいは「特定建設工事共同企業体」の別を記載して下さい
なお、特定建設工事共同企業体の場合は、構成員名及び出資比率も記載して下さい
- 5 「工事概要等」の欄には、維持修繕業務の種類、地区名等を記載して下さい

配置予定技術者名簿 (例)

氏 名 (年 齢)	最終学歴 及び 卒業年次	技 術 資 格 の 名 称 取 得 年 月 日 及 び 登 録 番 号	平成〇〇年度以降申請期限日までの維持修繕 業務（道路または河川または砂防）を受注ま たは下請した実績を少なくとも構成員のうち 1 者が有すること。（主たる工事について記 入）	工 事 名 工 事 内 容 発注機関名 施 工 場 所 従 事 期 間 従事役職名	平成トンネル L=〇〇m 〇〇県 〇〇県〇〇町 平成〇年〇月～平成〇年〇月 監理技術者	〇〇地域維持型建設工事共同企業体 構成員 商号又は名称	専任状況(注)	備 考
(記載例) 山田太郎 (36)	大学卒 土木工学 昭 55	一級〇〇施工管理技士 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇号	平成〇〇年度以降申請期限日までの維持修繕 業務（道路または河川または砂防）を受注ま たは下請した実績を少なくとも構成員のうち 1 者が有すること。（主たる工事について記 入）	工 事 名 工 事 内 容 発注機関名 施 工 場 所 従 事 期 間 従事役職名	平成トンネル L=〇〇m 〇〇県 〇〇県〇〇町 平成〇年〇月～平成〇年〇月 監理技術者	〇〇地域維持型建設工事共同企業体 構成員 商号又は名称	■営業所技術者等ではない ※主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねることができ る要件を満たす場合は■とする ■他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者ではない ■他の工事の配置技術者ではない (請負金額4500万円(建築9000万円)以上の場合) ※他の工事と兼務できる要件を満たす場合は■とする ※本工事は専任特例の適用を受ける技術者の配置が認め られません ■他に専任を要する工事はない (請負金額4500万円(建築9000万円)未満の場合) ※他の工事と兼務できる要件を満たす場合は■とする	【特定建設工事共同企業体の場合】 所屬する構成員名(役職名) 工事の実績は、工事実 績情報システム（C O R I N S）の工事カル テの写又は該当工事 を証明する書類（契約 書等）を添付すること
							□営業所技術者等ではない ※主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねることができ る要件を満たす場合は■とする □他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者ではない □他の工事の配置技術者ではない (請負金額4500万円(建築9000万円)以上の場合) ※他の工事と兼務できる要件を満たす場合は■とする ※本工事は専任特例の適用を受ける技術者の配置が認め られません □他に専任を要する工事はない (請負金額4500万円(建築9000万円)未満の場合) ※他の工事と兼務できる要件を満たす場合は■とする	

					☐営業所技術者等ではない ※主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねることができ る要件を満たす場合は■とする ☐他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者ではない ☐他の工事の配置技術者ではない (請負金額4500万円(建築9000万円)以上の場合) ※他の工事と兼務できる要件を満たす場合は■とする ※本工事は専任特例の適用を受ける技術者の配置が認め られません ☐他に専任を要する工事はない (請負金額4500万円(建築9000万円)未満の場合) ※他の工事と兼務できる要件を満たす場合は■とする	
--	--	--	--	--	---	--

記載要領 この表は、本工事に配置予定の技術者を地域維持型建設工事共同企業体の構成員ごとに作成してください。
すべての構成員は、それぞれに国家資格等を有する主任技術者を配置すること。
ただし、分担工事型の場合、分担工事の種類が役務となる行為（巡回、除草、除雪等）のみである場合においては、主任技術者の配置を要しません。
また、すべての構成員の主任技術者は、建設業法第26条第3項の専任義務は適用除外とする。

注) 建設業法第7条第2号に定める「営業所技術者」又は同法第15条第2号に定める「特定営業所技術者」を、「営業所技術者等」といいます。
建設業法第26条第3項ただし書きの適用を受ける技術者を、「専任特例の適用を受ける技術者」といいます。

別記様式 5

経営事項審査結果及び営業所の状況

〇〇地域維持型建設工事共同企業体

構成員

商号又は名称：

項 目		内 訳			
建設業の許可の状況（注１）		（発注業種の許可状況 許可年月日・許可番号）			
岐阜県の入札参加資格者名簿に 登載された総合点数（客観 点数）		（発注業種の総合点数（客観点数））			
社会保険等の加入状況（注２）		雇用保険加入の有無	有 ・ 無 ・ 適用除外		
		健康保険加入の有無	有 ・ 無 ・ 適用除外		
		厚生年金保険加入の有無	有 ・ 無 ・ 適用除外		
岐阜県内にある 営 業 所 の 状 況 （建設法第3条に規定する営業所）	所在地 営業所の名称 営業所の代表者氏名 営業所の専任技術者名		岐阜県内にある 営 業 所 の 状 況 （その他の営業所）	所在地 営業所の名称 営業所の代表者氏名	

記載要領 この表は、地域維持型建設工事共同企業体の構成員ごとに作成してください。
ただし、分担工事型の場合、分担工事の種類が役務となる行為（巡回、除草、除雪等）のみである場合においては、主任技術者の配置を要しません。
注１） 建設業の許可は、現在有効な許可と前回の許可を記入すること。
注２） 社会保険等の加入状況は、各保険の加入の有無等を記入し、それを証明できるもの（経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し等）を添付すること。

企業能力

会社名：

評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
工事成績評定点	直近3か年度以内に完成引き渡しの済んだ工事の工事成績評定点の平均点（岐阜県発注の土木一式工事のみ対象）	☐ 80点以上（※）	※工事成績対象一覧
		☐ 75点以上80点未満（※）	
		☐ 75点未満又は実績なし（※）	
同種（類似）工事 施工実績	平成〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度）以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績（国及び岐阜県発注工事のみ対象）	☐ 同種工事の実績あり（※）	※同種（類似）工事の実績は、工事実績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類（契約書等） ※受注形態がJVの場合のみ、出資比率を記載すること
		☐ 類似工事の実績あり（※）	
		☐ 上記実績なし	
スタッフ数	当該工事に関する除雪機械のオペレータ数（全ての構成員の合計）	☐ 当該工事に関する除雪機械のオペレータ数〇名（設計台数相当）以上（※）	※技術確認書類については、技術審査基準（地域維持型）を確認してください ※除雪機械毎に必要な免許、資格を有する者としてします。
		☐ 上記以外	
建設機械保有状況	当該工事に関する主要建設機械の保有状況（全ての構成員の合計）	☐ 自社保有（長期リースによる保有を含む）による主要建設機械保有台数が〇台以上（※）	※技術確認書類については、技術審査基準（地域維持型）を確認してください ※「長期リース」とはリース期間が3年以上のものを対象とします。
		☐ 上記以外	
除雪機械保有状況	当該工事に関する除雪機械の保有状況（全ての構成員の合計）	☐ 自社保有（長期リースによる保有を含む）による除雪機械保有台数が〇台（設計台数）以上（※）	
		☐ 上記以外	

注1）レ又は■のように記入する。

2）技術確認書類は必要ありません、ただし、入札執行後、落札候補者の方は、発注機関の指定する日までに技術確認書類を提出すること。

配置予定技術者の能力

会社名：

【配置予定技術者(1)】		氏名(ふりがな)：	
評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
同種（類似）工事施工実績	平成〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度）以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績 (国及び岐阜県発注工事のみ対象) (主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代人として従事した実績)	☐ 同種工事の実績あり (※)	※同種（類似）工事の実績は、工事実績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類（契約書等） ※受注形態がJVの場合のみ、出資比率を記載すること
		☐ 類似工事の実績あり (※)	
		☐ 上記実績なし	

【配置予定技術者(2)】		氏名(ふりがな)：	
評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
同種（類似）工事施工実績	平成〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度）以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績 (国及び岐阜県発注工事のみ対象) (主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代人として従事した実績)	☐ 同種工事の実績あり (※)	※同種（類似）工事の実績は、工事実績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類（契約書等） ※受注形態がJVの場合のみ、出資比率を記載すること
		☐ 類似工事の実績あり (※)	
		☐ 上記実績なし	

【配置予定技術者(3)】		氏名(ふりがな)：	
評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
同種（類似）工事施工実績	平成〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度）以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績 (主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代人として従事した実績)	☐ 同種工事の実績あり (※)	※同種（類似）工事の実績は、工事実績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類（契約書等） ※受注形態がJVの場合のみ、出資比率を記載すること
		☐ 類似工事の実績あり (※)	
		☐ 上記実績なし	

注1) レ又は■のように記入すること。

2) 技術確認書類は必要ありません、ただし、入札執行後、落札候補者の方は、発注機関の指定する日までに技術確認書類を提出すること。

地 域 要 件

会社名：

評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
営業拠点	地域内での営業拠点の状況	☐ 代表構成員及びその他の構成員の全てが同一市町村内（旧市町村内）に本店あり（※）	※営業拠点の所在地は、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に記載された所在地が基本となりますが、それ以外に建設業法第3条第1項に規定する営業所を岐阜県内に設置している場合は、これも対象とし、その所在地とします。
		☐ 代表構成員が同一市町村内（旧市町村内）に本店あり（※）	
		☐ 上記以外	
災害協定参加等	災害協定への参加や同等の活動実績	☐ 岐阜県建設業広域BCMの認定あり（※）	※BCM認定については、岐阜県が認定した「岐阜県建設業広域事業継続マネジメント」への参加が確認できる書類 ※協定については、岐阜県及び県内市町村と締結された「災害時応援協力に関する協定」への参加が確認できる書類 ※災害時の貢献活動については、災害協定と同等と認められる活動内容が確認できる書類
		☐ 岐阜県（農政部、林政部、県土整備部又は都市建築部に限る）との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり（※）	
		☐ 岐阜県（農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部を除く）若しくは岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり（※）	
		☐ 上記以外	
ボランティア活動	直近1か年度以内の活動実績	☐ 同一市町村内（旧市町村内）での実績あり（※）	※技術確認書類については、技術審査基準（地域維持型）を確認してください
		☐ 同一管内（同一市町村内を除く）での実績あり（※）	
		☐ 岐阜県内（同一管内を除く）での実績あり（※）	
		☐ 岐阜県内での実績なし	
近隣地域施工実績	令和〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って5か年度）以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績（国及び岐阜県発注工事のみ対象）	☐ 同一市町村内（旧市町村内）での施工実績あり（※）	※工事実績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類（契約書等）、発注機関及び工事箇所が明確な場合には、工事成績評定結果通知書の写しでも可
		☐ 同一管内（同一旧市町村内を除く）での施工実績あり（※）	
		☐ 岐阜県内（同一管内を除く）での施工実績あり（※）	
		☐ 岐阜県内での施工実績なし	
除雪業務等の受託実績	直近2か年度以内の除排雪又は凍結防止剤散布業務受託実績 協同組合との契約の際には、協同組合に対する加点とは別に、実業務を行う構成員にも加点することとする	☐ 同一土木事務所管内で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり（※）	※国、県又は市町村との契約書等の写し
		☐ 同一土木事務所管内以外で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり（※）	
		☐ 同一土木事務所管内で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり（※）	

		☐ 同一土木事務所管内以外で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり（※） ☐ 岐阜県内での受託実績なし	
休日及び夜間の道路維持作業の実績	直近3か年度以内の岐阜県管理道路の道路維持業務（除排雪及び凍結防止剤散布業務を除く）又は異常気象時の通行規制業務において、県からの作業指示を受け、休日若しくは夜間に維持作業等を実施した実績	☐ 同一土木事務所管内での実績あり（元請けとしての実績）（※）	※ 次の2つの書類により確認します。 ①道路維持補修業務の契約書又は通行規制管理業務委託契約書の写し ②休日又は夜間の道路維持業務委託完了報告書の写し又は通行規制モニター業務報告書の写し（作業指示書を含む、作業写真は2枚程度、下請け又はJV構成員としての作業の場合は、元請人又は代表構成員による証明）
		☐ 同一土木事務所管内以外での実績あり（元請けとしての実績）（※）	
		☐ 同一土木事務所管内での実績あり（協力要請により下請けとして協力した実績）（※）	
		☐ 同一土木事務所管内以外での実績あり（協力要請により下請けとして協力した実績）（※）	
		☐ 実績なし	
休日及び夜間の河川・砂防の維持作業の実績	直近3か年度以内の岐阜県管理の河川・砂防の維持管理業務において、県からの作業指示を受け、休日または夜間に維持作業を実施した実績	☐ 同一土木事務所管内での実績あり（元請けとして実施）（※）	※ 技術確認書類については、技術審査基準（地域維持型）を確認してください
		☐ 同一土木事務所管内での実績あり（協力要請により下請けとして実施）（※）	
		☐ 実績なし	

注1) レ又は■のように記入すること。

2) 営業拠点の基準日は申請期限日とする。

3) 技術確認書類は必要ありません、ただし、入札執行後、落札候補者の方は、発注機関の指定する日までに技術確認書類を提出すること